

## 第2 配偶者等からの暴力を取り巻く町の現状

### 1 取り組みの変遷

町は平成16年4月に、松伏町男女共同参画推進条例を制定し、配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、相談、情報提供及び支援をする条文を設け、支援をしてまいりました。また、平成18年1月に同条例を一部改正し、それまで一時保護の場所と自立支援のための各種制度のあっせん等としていた内容から、町が緊急的な一時保護・自立支援を自らが行うとした、より積極的な支援内容に改めました。

また、町は男女共同参画社会の実現に向けて、女性政策の総合的な基本方針を定めた「まつぶしコミュニケーションプラン」を平成12年3月に決めました。このプランには「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が盛り込まれ、取り組むべき具体的事業が示されました。平成18年4月にこのプランは改定されましたが、その際「女性に対するあらゆる暴力の根絶」のための施策は、条例改正の趣旨にのっとり、緊急的な一時保護や自立の支援を、町が実施できるような内容になっています。

### 2 被害者への支援の取り組み状況

町は平成15年度から「女性相談」を開催してきました。開催日は平成15年度から16年度は月4回、17年度から19年度は月2回、専門相談員によるものでした。そして、その間の相談内容を見てみるとDV相談が圧倒的に多く、緊急を要する事案にあっては、職員が対応に追われるケースが少なくありませんでした。

そこで町は平成20年度から、「女性相談」を「女性相談・育児相談」と改め、町内の住民団体との連携を図る目的で、NPO法人に相談業務を委託しました。

このことにより相談日も月8回となり、相談員の数も増えて、緊急のDV相談にも対応できるようになりました。なお、DVでは、児童の心身への影響も密接に関連してくる事から、育児相談も併設したものであり、福祉健康課と密接に連携しています。

#### ■女性相談件数

(22年度は10月現在)

年 度	15	16	17	18	19	20	21	22
① 女性相談件数	47	62	55	41	40	226	143	43
内DV相談件数	38	40	29	29	25	165	123	36
② 相談実人数	13	17	13	11	8	36	34	32
内DV実人数	8	7	7	7	4	28	21	21

■一時保護件数

一時保護件数は、平成18年度に4件、平成20年度に1件あります。

ところで、一時保護は公設、民営を問わずシェルター等の保護施設に送致した件数です。よって、一時保護までに行かずとも、町が緊急対応で宿泊などの支援をするケースもあります。

■保護命令件数

接近禁止命令 1件（平成20年度）